

松山市移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に規定する移動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 移動支援費の支給対象者は、在宅の障害者(児)及び共同生活援助(グループホーム)に入所する障害者で、次の各号のいずれかに該当する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）とする。ただし、法に基づく障害福祉サービスの重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援の対象となる者は、原則としてそのサービスを優先して利用するものとする。

- (1) 単独で外出することが困難な18歳以上の視覚障害者であって、身体障害者手帳における障害の程度が1級若しくは2級のもの又はそれらと同等の状態にある者
- (2) 単独で外出することが困難な18歳以上の全身性障害者であって、身体障害者手帳における肢体不自由の程度が1級に該当し、かつ、両上肢及び両下肢の障害等級が1級若しくは2級の機能障害を有するもの又はそれらと同等のサービスが必要であると市長が認める者
- (3) 単独で外出することが困難な18歳以上の難病患者等であって、難病等に起因した症状がより重度の状態のときの身体の状態が前第2号と同等の者若しくはこれに準ずる者。難病患者等については法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である者であって18歳以上であるもの」
- (4) 付添いを必要とする状況にある18歳以上の知的障害者
- (5) 付添いを必要とする状況にある18歳以上の精神障害者であって、精神障害者保健福祉手帳を所持しているもの若しくは精神障害を事由とした障害基礎年金若しくは特別障害給付金の受給者又はそれらと同等のサービスが必要であると市長が認める者
- (6) 付添いを必要とする状況にある、医師により発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者であると診断された18歳以上の者
- (7) 屋外での移動に著しい制限のある18歳未満の視覚障害児（原則として身体障害者

手帳における障害の程度が1級又は2級の者)、全身性障害児(身体障害者手帳における肢体不自由の程度が1級に該当し、かつ、両上肢及び両下肢の障害等級が1級若しくは2級の機能障害を有する者又はそれらと同等のサービスが必要であると市長が認める者)、知的障害児(原則として療育手帳を所持している者)、精神障害児(精神障害者保健福祉手帳を所持している者又はそれらと同等のサービスが必要であると市長が認める者)、医師により発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児と診断された児童であつて、保護者が付き添うことができない状況にあるもの、又は難病患者等で難病等に起因した症状がより重度の状態のときの身体の状態が全身性障害児の状態に準ずる者。難病患者等については、児童福祉法第4条第2項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」(支給申請)

第3条 移動支援費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者(以下「申請者」という。)は、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(聴取りの実施)

第4条 市長は、移動支援費の支給決定を行うため、当該支給決定に係る障害者等の障害の種類及び程度その他の心身の状況等に関する事項の聴取りを実施するものとする。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定により聴き取った事項を総合的に勘案の上、支給を行うことが適当であると認めるときは、申請者に対し移動支援費の支給決定を行うものとする。

2 市長は、前項の支給決定を行う場合は、月を単位として、移動支援費を支給する移動支援の支給量を定めるものとする。

(支給決定の有効期間)

第6条 支給決定期間は、原則として支給決定を行った日からその日の属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。ただし、支給決定を行った日が月の初日である場合は、1年間とする。

(通知等)

第7条 市長は、第5条の支給決定を行ったときは、その旨を地域生活支援事業支給決定

通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（第3号様式）により申請者に通知し、併せて、地域生活支援事業受給者証（第4号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（利用方法）

第8条 移動支援の提供を受けようとする者（障害児の場合はその保護者）は、本市に登録する移動支援事業者（以下「登録事業者」という。）に受給者証を提示しなければならない。

2 登録事業者は、移動支援の提供の都度、地域生活支援事業提供実績記録票（移動支援）（第5号様式）に必要事項を記載し、利用者の確認を受けるものとする。

3 登録事業者は、移動支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項を契約内容（地域生活支援事業受給者証記載事項）報告書（第6号様式）により、市長に遅滞なく報告しなければならない。

（申請内容の変更の届出）

第9条 移動支援費の支給決定を受けた者（以下「支給決定障害者等」という。）は、氏名、住所その他の申請内容を変更したときは、居住地等変更届出書（第7号様式）により、14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

（受給者証の再交付）

第10条 受給者証の再交付の申請をしようとする者は、受給者証再交付申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（支給量の変更）

第11条 移動支援費の支給決定を受けた者は、第5条第2項の移動支援の支給量の変更を申請するときは、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき支給量の変更を決定したときは、その旨を地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第12条 市長は、次に掲げるときは、移動支援費の支給決定を取り消すことができる。

(1) 支給決定に係る障害者等が、移動支援の提供を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

(2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

(3) 支給決定障害者等が虚偽の申請その他不正の手段により支給決定を受けたとき。

(4) その他市長が適当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により移動支援費の支給決定を取り消したときは、当該取消しに係る支給決定障害者等に対し、受給者証の返還を求めるものとする。

(移動支援費の請求及び受領)

第13条 移動支援の提供を受けた者（障害児の場合はその保護者）は、移動支援費請求・受領委任届出書（第11号様式）により、移動支援費の請求及び受領を登録事業者に委任することができる。

(移動支援費の支給)

第14条 移動支援費の支給は、移動支援に関して次条の規定により支給する給付とする。

(移動支援費)

第15条 市長は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、登録事業者から移動支援の提供を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該移動支援（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、移動支援費を支給する。

2 前項の移動支援費の額は、同一の月に受けた当該移動支援に通常要する費用につき、別表第1に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該移動支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に移動支援に要した費用の額）の合計額（以下「基準額」という。）から、基準額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を控除して得た額とする。

3 基準額から前項の規定により算定された同一の月における移動支援費を控除して得た額が、別表第2に規定する負担上限月額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、移動支援費の額は、基準額から支給決定障害者等の負担上限月額を控除して得た額とする。

4 移動支援費の請求は、地域生活支援事業給付費請求書（第12号様式）に、地域生活支援事業給付費明細書（第13号様式）及び地域生活支援事業提供実績記録票（移動支援）（第5号様式）の写しを添えて、移動支援を提供した月の翌月10日までに行わなければならない。

5 市長は、前項の請求書の提出があったときは、請求の内容を審査し、適当と認めたときは、請求のあった日に属する月の翌月末日までに移動支援費を支給するものとする。

(登録の基準)

第16条 第8条第1項の登録は、法第29条第1項の指定のうち、居宅介護、重度訪問介護又は行動援護の指定を受けていることを要件とし、移動支援を行う事業所ごとに行うものとする。

(登録の申請)

第17条 移動支援を提供しようとする事業者は、移動支援事業者登録申請書(第14号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、登録に関し必要があると認めるときは、前項の規定による申請に必要な書類等の添付を求めることができる。

(登録)

第18条 市長は、登録の可否を決定したときは、移動支援事業者登録承認(却下)通知書(第15号様式)により、申請事業者に通知するものとする。

(登録内容の変更の届出)

第19条 登録事業者は、第17条の規定により申請した内容について変更があったときは、当該変更に係る事項について移動支援事業者登録事項変更届出書(第16号様式)により市長に届け出なければならない。

(休止、廃止及び再開)

第20条 登録事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を記載した移動支援事業者事業廃止(休止・再開)届出書(第17号様式)を市長に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、休止し、又は再開した年月日
- (2) 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由
- (3) 休止した場合にあっては、休止の予定期間

(移動支援事業の運営基準)

第21条 登録事業者は、事業の実施に関し、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第3条第2項及び第3項、第5条、第6条、第8条第1項、第9条から第31条まで(第22条を除く。)並びに第33条から第42条までの規定を遵守しなければならない。

2 移動支援の提供に当たる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 居宅介護従業者養成研修の視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（視覚障害者及び視覚障害児への支援に限る。）
- (2) 居宅介護従業者養成研修の全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（全身性障害者及び全身性障害児への支援に限る。）
- (3) 日常生活支援居宅介護従事者養成研修の日常生活支援従業者養成研修課程修了者（全身性障害者及び全身性障害児への支援に限る。）
- (4) 居宅介護従業者養成研修の知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（知的障害者及び知的障害児への支援に限る。）
- (5) 行動援護従業者養成研修修了者（知的障害者，精神障害者，知的障害児及び精神障害児への支援に限る。）
- (6) 介護福祉士（全身性障害者，知的障害者，精神障害者，全身性障害児，知的障害児及び精神障害児への支援に限る。）
- (7) 居宅介護従業者養成研修の1級課程，2級課程又は3級課程修了者（全身性障害者，知的障害者，全身性障害児，精神障害者，知的障害児及び精神障害児への支援に限る。）
- (8) 重度訪問介護従業者養成研修修了者（全身性障害者及び全身性障害児への支援に限る。）
- (9) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（視覚障害者及び視覚障害児への支援に限る。）
- (10) 愛媛県が指定する移動支援事業従事者に対する研修課程修了者
- (11) 介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者
（調査及び指導）

第22条 市長は，移動支援費の支給に関して必要があると認めるときは，登録事業者に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ，又は松山市職員に関係者に対して質問させ，若しくは登録事業所等に立ち入り，帳簿書類その他の物件を検査することができる。

（登録の取消し）

第23条 市長は，登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは，第18条の登録を取り消すことができる。

- (1) 第16条に規定する要件に適合しなくなったとき。

- (2) 移動支援費の請求に関し不正があったとき。
- (3) 登録事業者が、虚偽の申請その他不正の手段により第8条第1項の登録を受けたとき。
- (4) 前条の規定に基づく改善指導に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、事業の実施に関し、不正又は著しく不当な行為があったとき。
- (6) その他市長が適当と認めたとき。

(遵守事項)

第24条 登録事業者は、移動支援を提供することが可能な障害種別及び年齢層について、移動支援の提供を受けようとする者に対して事前説明を行わなければならない。

- 2 登録事業者は、移動支援の提供を受けようとする者に対して適切な移動支援を提供できるよう、事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めておかななければならない。
- 3 登録事業者は、従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 登録事業者は、より質の高い移動支援を提供するためのリスクマネジメントの体制整備について努めなければならない。
- 5 登録事業者は、移動支援提供時に事故が発生した場合には、市長及び支給決定障害者等の介護者等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 6 登録事業者は、従事者、会計及び移動支援の提供を受けようとする者への移動支援提供記録に関する諸記録を整備し、移動支援を提供した日から5年間保存しなければならない。
- 7 登録事業者は、移動支援の提供を受けようとする者等に関する情報を保護するためマニュアルを作成しなければならない。また、事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(申請の省略)

2 この要綱の施行の日の前日において現に法第19条第1項の規定による支給決定（外出介護に係るものに限る。）を受けている者（法附則第5条第1項の規定により外出介護に係る支給決定を受けたものとみなされている者を含む。）については、この要綱の施行の日に、第5条第1項の規定による支給決定を受けたものとみなす。

（届出の省略）

3 この要綱の施行の日から平成18年12月31日までの間に限り、この要綱の施行の日の前日において第16条の規定を満たしている事業者については、施行日に第17条の規定による事業者の登録の届出をしているものとみなす。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の松山市移動支援事業実施要綱、第2条の規定による改正前の松山市障害児（者）日中一時支援事業実施要綱、第3条の規定による改正前の松山市日常生活用具費支給事業実施要綱及び第4条の規定による改正前の松山市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱の様式による用紙で、

現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1(第15条関係)
移動支援(身体介護を伴わないもの)

名称(略称)	算定単位数	算定単位	備考
移動支援基本日中0.5H	1,060	回	
移動支援基本日中1H	1,970	回	
移動支援基本日中1.5H	2,750	回	
移動支援基本日中2H	3,450	回	
移動支援基本日中2.5H	4,140	回	
移動支援基本日中3H	4,830	回	
移動支援基本日中3.5H	5,520	回	
移動支援基本日中4H	6,210	回	
移動支援基本日中4.5H	6,900	回	
移動支援基本日中5H	7,590	回	
移動支援基本日中5.5H	8,280	回	
移動支援基本日中6H	8,970	回	
移動支援基本日中6.5H	9,660	回	
移動支援基本日中7H	10,350	回	
移動支援基本日中7.5H	11,040	回	
移動支援基本日中8H	11,730	回	
移動支援基本日中8.5H	12,420	回	
移動支援基本日中9H	13,110	回	
移動支援基本日中9.5H	13,800	回	
移動支援基本日中10H	14,490	回	
移動支援基本日中10.5H	15,180	回	
移動支援基本日中二人0.5H	1,060	回	
移動支援基本日中二人1H	1,970	回	
移動支援基本日中二人1.5H	2,750	回	
移動支援基本日中二人2H	3,450	回	
移動支援基本日中二人2.5H	4,140	回	
移動支援基本日中二人3H	4,830	回	
移動支援基本日中二人3.5H	5,520	回	
移動支援基本日中二人4H	6,210	回	
移動支援基本日中二人4.5H	6,900	回	
移動支援基本日中二人5H	7,590	回	
移動支援基本日中二人5.5H	8,280	回	
移動支援基本日中二人6H	8,970	回	
移動支援基本日中二人6.5H	9,660	回	
移動支援基本日中二人7H	10,350	回	
移動支援基本日中二人7.5H	11,040	回	
移動支援基本日中二人8H	11,730	回	
移動支援基本日中二人8.5H	12,420	回	
移動支援基本日中二人9H	13,110	回	
移動支援基本日中二人9.5H	13,800	回	
移動支援基本日中二人10H	14,490	回	
移動支援基本日中二人10.5H	15,180	回	
移動支援基本夜間早朝0.5H	1,330	回	
移動支援基本夜間早朝1H	2,460	回	
移動支援基本夜間早朝1.5H	3,440	回	
移動支援基本夜間早朝2H	4,310	回	
移動支援基本夜間早朝2.5H	5,180	回	
移動支援基本夜間早朝3H	6,040	回	
移動支援基本夜間早朝3.5H	6,900	回	
移動支援基本夜間早朝4H	7,760	回	
移動支援基本夜間早朝4.5H	8,630	回	
移動支援基本夜間早朝5H	9,490	回	
移動支援基本夜間早朝5.5H	10,350	回	
移動支援基本夜間早朝6H	11,210	回	
移動支援基本夜間早朝6.5H	12,080	回	
移動支援基本夜間早朝二人0.5H	1,330	回	
移動支援基本夜間早朝二人1H	2,460	回	
移動支援基本夜間早朝二人1.5H	3,440	回	
移動支援基本夜間早朝二人2H	4,310	回	
移動支援基本夜間早朝二人2.5H	5,180	回	
移動支援基本夜間早朝二人3H	6,040	回	
移動支援基本夜間早朝二人3.5H	6,900	回	
移動支援基本夜間早朝二人4H	7,760	回	
移動支援基本夜間早朝二人4.5H	8,630	回	
移動支援基本夜間早朝二人5H	9,490	回	
移動支援基本夜間早朝二人5.5H	10,350	回	
移動支援基本夜間早朝二人6H	11,210	回	
移動支援基本夜間早朝二人6.5H	12,080	回	
移動支援基本深夜0.5H	1,590	回	
移動支援基本深夜1H	2,960	回	
移動支援基本深夜1.5H	4,130	回	
移動支援基本深夜2H	5,180	回	
移動支援基本深夜2.5H	6,210	回	
移動支援基本深夜3H	7,250	回	
移動支援基本深夜3.5H	8,280	回	
移動支援基本深夜4H	9,320	回	
移動支援基本深夜4.5H	10,350	回	
移動支援基本深夜5H	11,390	回	
移動支援基本深夜5.5H	12,420	回	
移動支援基本深夜6H	13,460	回	
移動支援基本深夜6.5H	14,490	回	
移動支援基本深夜7H	15,530	回	
移動支援基本深夜7.5H	16,560	回	
移動支援基本深夜8H	17,600	回	
移動支援基本深夜8.5H	18,630	回	
移動支援基本深夜二人0.5H	1,590	回	
移動支援基本深夜二人1H	2,960	回	
移動支援基本深夜二人1.5H	4,130	回	
移動支援基本深夜二人2H	5,180	回	
移動支援基本深夜二人2.5H	6,210	回	
移動支援基本深夜二人3H	7,250	回	
移動支援基本深夜二人3.5H	8,280	回	
移動支援基本深夜二人4H	9,320	回	
移動支援基本深夜二人4.5H	10,350	回	
移動支援基本深夜二人5H	11,390	回	
移動支援基本深夜二人5.5H	12,420	回	
移動支援基本深夜二人6H	13,460	回	
移動支援基本深夜二人6.5H	14,490	回	
移動支援基本深夜二人7H	15,530	回	
移動支援基本深夜二人7.5H	16,560	回	
移動支援基本深夜二人8H	17,600	回	
移動支援基本深夜二人8.5H	18,630	回	

移動支援(身体介護を伴うもの)

名称(略称)	算定単位数	算定単位	備考
移動支援身体介護日中0.5H	2,560	回	
移動支援身体介護日中1H	4,040	回	
移動支援身体介護日中1.5H	5,870	回	
移動支援身体介護日中2H	6,990	回	
移動支援身体介護日中2.5H	7,540	回	
移動支援身体介護日中3H	8,370	回	
移動支援身体介護日中3.5H	9,210	回	
移動支援身体介護日中4H	10,040	回	
移動支援身体介護日中4.5H	10,870	回	
移動支援身体介護日中5H	11,700	回	
移動支援身体介護日中5.5H	12,530	回	
移動支援身体介護日中6H	13,360	回	
移動支援身体介護日中6.5H	14,190	回	
移動支援身体介護日中7H	15,020	回	
移動支援身体介護日中7.5H	15,850	回	
移動支援身体介護日中8H	16,680	回	
移動支援身体介護日中8.5H	17,510	回	
移動支援身体介護日中9H	18,340	回	
移動支援身体介護日中9.5H	19,170	回	
移動支援身体介護日中10H	20,000	回	
移動支援身体介護日中10.5H	20,830	回	
移動支援身体介護日中二人0.5H	2,560	回	
移動支援身体介護日中二人1H	4,040	回	
移動支援身体介護日中二人1.5H	5,870	回	
移動支援身体介護日中二人2H	6,990	回	
移動支援身体介護日中二人2.5H	7,540	回	
移動支援身体介護日中二人3H	8,370	回	
移動支援身体介護日中二人3.5H	9,210	回	
移動支援身体介護日中二人4H	10,040	回	
移動支援身体介護日中二人4.5H	10,870	回	
移動支援身体介護日中二人5H	11,700	回	
移動支援身体介護日中二人5.5H	12,530	回	
移動支援身体介護日中二人6H	13,360	回	
移動支援身体介護日中二人6.5H	14,190	回	
移動支援身体介護日中二人7H	15,020	回	
移動支援身体介護日中二人7.5H	15,850	回	
移動支援身体介護日中二人8H	16,680	回	
移動支援身体介護日中二人8.5H	17,510	回	
移動支援身体介護日中二人9H	18,340	回	
移動支援身体介護日中二人9.5H	19,170	回	
移動支援身体介護日中二人10H	20,000	回	
移動支援身体介護日中二人10.5H	20,830	回	
移動支援身体介護夜間早朝0.5H	3,200	回	
移動支援身体介護夜間早朝1H	5,050	回	
移動支援身体介護夜間早朝1.5H	7,340	回	
移動支援身体介護夜間早朝2H	8,360	回	
移動支援身体介護夜間早朝2.5H	9,430	回	
移動支援身体介護夜間早朝3H	10,460	回	
移動支援身体介護夜間早朝3.5H	11,510	回	
移動支援身体介護夜間早朝4H	12,550	回	
移動支援身体介護夜間早朝4.5H	13,590	回	
移動支援身体介護夜間早朝5H	14,630	回	
移動支援身体介護夜間早朝5.5H	15,660	回	
移動支援身体介護夜間早朝6H	16,700	回	
移動支援身体介護夜間早朝6.5H	17,740	回	
移動支援身体介護夜間早朝二人0.5H	3,200	回	
移動支援身体介護夜間早朝二人1H	5,050	回	
移動支援身体介護夜間早朝二人1.5H	7,340	回	
移動支援身体介護夜間早朝二人2H	8,360	回	
移動支援身体介護夜間早朝二人2.5H	9,430	回	
移動支援身体介護夜間早朝二人3H	10,460	回	
移動支援身体介護夜間早朝二人3.5H	11,510	回	
移動支援身体介護夜間早朝二人4H	12,550	回	
移動支援身体介護夜間早朝二人4.5H	13,590	回	
移動支援身体介護夜間早朝二人5H	14,630	回	
移動支援身体介護夜間早朝二人5.5H	15,660	回	
移動支援身体介護夜間早朝二人6H	16,700	回	
移動支援身体介護夜間早朝二人6.5H	17,740	回	
移動支援身体介護深夜0.5H	3,840	回	
移動支援身体介護深夜1H	6,060	回	
移動支援身体介護深夜1.5H	8,810	回	
移動支援身体介護深夜2H	10,040	回	
移動支援身体介護深夜2.5H	11,310	回	
移動支援身体介護深夜3H	12,560	回	
移動支援身体介護深夜3.5H	13,820	回	
移動支援身体介護深夜4H	15,060	回	
移動支援身体介護深夜4.5H	16,310	回	
移動支援身体介護深夜5H	17,550	回	
移動支援身体介護深夜5.5H	18,800	回	
移動支援身体介護深夜6H	20,040	回	
移動支援身体介護深夜6.5H	21,290	回	
移動支援身体介護深夜7H	22,530	回	
移動支援身体介護深夜7.5H	23,780	回	
移動支援身体介護深夜8H	25,020	回	
移動支援身体介護深夜8.5H	26,270	回	
移動支援身体介護深夜二人0.5H	3,840	回	
移動支援身体介護深夜二人1H	6,060	回	
移動支援身体介護深夜二人1.5H	8,810	回	
移動支援身体介護深夜二人2H	10,040	回	
移動支援身体介護深夜二人2.5H	11,310	回	
移動支援身体介護深夜二人3H	12,560	回	
移動支援身体介護深夜二人3.5H	13,820	回	
移動支援身体介護深夜二人4H	15,060	回	
移動支援身体介護深夜二人4.5H	16,310	回	
移動支援身体介護深夜二人5H	17,550	回	
移動支援身体介護深夜二人5.5H	18,800	回	
移動支援身体介護深夜二人6H	20,040	回	
移動支援身体介護深夜二人6.5H	21,290	回	
移動支援身体介護深夜二人7H	22,530	回	
移動支援身体介護深夜二人7.5H	23,780	回	
移動支援身体介護深夜二人8H	25,020	回	
移動支援身体介護深夜二人8.5H	26,270	回	

上限額管理加算

区分	略称	算定単位額	算定単位	備考
共通	移動支援共通加算上限額管理	1,500	月	

別表第2（第15条関係）

区分	負担上限月額	備 考
1	0円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第4号に掲げる支給決定障害者等
2	4,600円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第3号に掲げる支給決定障害者等
3	9,300円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号に掲げる支給決定障害者等
4	37,200円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第1号に掲げる支給決定障害者等

注 負担上限月額を算定する住民税所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、同号に規定する額に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。